

令和 2 年 3 月 3 日

令和 2 年網走市議会第 1 回定例会議案

令和2年網走市議会第1回定例会議案

番号	議案番号	件名	
1	議案第1号	令和2年度網走市一般会計予算	別冊
2	議案第2号	令和2年度網走市市有財産整備特別会計予算	
3	議案第3号	令和2年度網走市国民健康保険特別会計予算	
4	議案第4号	令和2年度網走市網走港整備特別会計予算	
5	議案第5号	令和2年度網走市能取漁港整備特別会計予算	
6	議案第6号	令和2年度網走市介護保険特別会計予算	
7	議案第7号	令和2年度網走市後期高齢者医療特別会計予算	
8	議案第8号	令和2年度網走市水道事業会計予算	別冊
9	議案第9号	令和2年度網走市簡易水道事業会計予算	
10	議案第10号	令和2年度網走市下水道事業会計予算	
11	議案第11号	網走市職員の任免及び服務に関する条例及び議会の議員その他非常勤職員 の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
12	議案第12号	網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	
13	議案第13号	網走市公の施設に係る指定管理者の指定について	
14	議案第14号	平成31年度網走市一般会計補正予算	
15	議案第15号	平成31年度網走市市有財産整備特別会計補正予算	
16	議案第16号	平成31年度網走市国民健康保険特別会計補正予算	
17	議案第17号	平成31年度網走市公共下水道特別会計補正予算	
18	議案第18号	平成31年度網走市網走港整備特別会計補正予算	
19	議案第19号	平成31年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算	
20	議案第20号	平成31年度網走市簡易水道特別会計補正予算	

番号	議案番号	件名
21	議案第21号	平成31年度網走市介護保険特別会計補正予算
22	議案第22号	平成31年度網走市個別排水処理施設整備特別会計補正予算
23	議案第23号	平成31年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算
24	議案第24号	平成31年度網走市水道事業会計補正予算
25	議案第25号	網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
26	議案第26号	網走市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
27	議案第27号	財産の処分について



## 議案第 11 号

網走市職員の任免及び服務に関する条例及び議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

網走市職員の任免及び服務に関する条例及び議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市職員の任免及び服務に関する条例及び議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

(網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部改正)

**第 1 条** 網走市職員の任免及び服務に関する条例（昭和28年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項に関わらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

第14条第 2 項中「、給料月額」を「、給料月額（法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬（網走市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年条例第 7 号）第 12条第 4 項に規定する市長が規則で定める額、第13条に規定する時間外勤務に係る報酬、第14条に規定する休日勤務に係る報酬及び第15条に規定する夜間勤務に係る報酬を除く。）」に改める。

(議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

**第 2 条** 議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成元年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例第2条による改正後の議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

## 議案第 12 号

### 網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 3 月 3 日 提出

網走市長 水 谷 洋 一

#### 網走市介護保険条例の一部を改正する条例

網走市介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「平成31年度及び」を削り、「23,841円」を「19,073円」に改め、同条第 3 項中「平成31年度及び」を削り、「23,841円」を「19,073円」に、「35,762円」を「31,788円」に改め、同条第 4 項中「平成31年度及び」を削り、「23,841円」を「19,073円」に、「46,093円」を「44,503円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 平成31年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。



## 議案第 13 号

### 網走市公の施設に係る指定管理者の指定について

網走市公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

#### 記

施 設 の 名 称	指定管理者となる団体の名称等	指定の期間
1 網走市農村環境改善センター (へき地はまなす保育園)	網走市へき地はまなす保育園運営委員会 運営委員長 石黒 明	令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日



## 議案第 14 号

### 平成 31 年度網走市一般会計補正予算

平成 31 年度網走市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6,137,338 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,085,523 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 2 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12.地方交付税		6,530,179	△85,773	6,444,406
	1.地方交付税	6,530,179	△85,773	6,444,406
15.使用料及び手数料		770,057	△8,381	761,676
	1.使用料	605,443	△8,381	597,062
16.国庫支出金		2,629,240	304,622	2,933,862
	1.国庫負担金	2,133,448	24,792	2,158,240
	2.国庫補助金	484,359	279,830	764,189
17.道支出金		1,615,833	2,251,872	3,867,705
	1.道負担金	809,721	10,064	819,785
	2.道補助金	701,072	2,241,808	2,942,880
19.寄附金		1,313,000	13,536	1,326,536
	1.寄附金	1,313,000	13,536	1,326,536
20.繰入金		1,149,169	105,121	1,254,290
	1.基金繰入金	1,055,944	35,121	1,091,065
	2.特別会計繰入金	93,225	70,000	163,225
22.諸収入		1,426,117	135,392	1,561,509
	4.雑収入	390,815	135,392	526,207
23.市債		2,203,500	3,420,949	5,624,449
	1.市債	2,203,500	3,420,949	5,624,449
歳入合計		23,948,185	6,137,338	30,085,523

## 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,478,791	124,859	2,603,650
	1. 総務管理費	2,084,204	118,657	2,202,861
	3. 戸籍住民基本台帳費	103,460	6,202	109,662
3. 民生費		6,969,852	6,215	6,976,067
	1. 社会福祉費	3,507,006	△5,924	3,501,082
	4. 生活保護費	1,156,487	12,139	1,168,626
6. 農林水産業費		1,315,978	5,408,764	6,724,742
	1. 農業費	1,103,884	5,161,342	6,265,226
	3. 水産業費	92,778	241,035	333,813
	4. 漁港費	50,387	6,387	56,774
8. 土木費		3,050,067	449,500	3,499,567
	1. 道路橋梁河川費	1,597,003	104,500	1,701,503
	2. 港湾費	280,872	189,000	469,872
	3. 都市計画費	584,374	156,000	740,374
10. 教育費		2,032,586	148,000	2,180,586
	2. 小学校費	405,620	89,000	494,620
	3. 中学校費	202,818	59,000	261,818
歳出合計		23,948,185	6,137,338	30,085,523

## 第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額(千円)
民生費	社会福祉費	プレミアム付商品券発行事業	71,075
農林水産業費	農業費	麦類乾燥調製貯蔵施設建設事業	5,180,000
農林水産業費	林業費	稲富林道法面復旧事業	7,517
農林水産業費	水産業費	H A C C P 等対応施設整備補助金	241,035
商工費	商工費	企業立地促進補助金	35,400
土木費	道路橋梁 河川費	橋梁長寿命化修繕事業	104,500
土木費	港湾費	国直轄港湾整備事業負担金	51,000
土木費	港湾費	緑地整備事業	18,000
土木費	港湾費	第 4 ふ頭岸壁改良事業	120,000
土木費	都市計画費	網走川筋環境整備事業	2,714
土木費	都市計画費	スポーツ・トレーニングフィールド 公園施設改修事業	71,000
土木費	都市計画費	網走運動公園施設改修事業	38,000
土木費	都市計画費	大曲公園施設改修事業	47,000
土木費	住宅費	高齢者世帯地域優良賃貸住宅建設促進 事業	36,000
教育費	小学校費	小学校 I C T 教育環境整備事業	89,000
教育費	中学校費	中学校 I C T 教育環境整備事業	59,000

### 第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額 (千円)
庁舎及び公共施設等の管理委託等契約	令和2年度	1,214,790
ふるさと寄附金特産品等カタログギフト事業 業務委託契約	令和2年度	契約による金額

第4表 地方債補正  
(追加及び変更)

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法 利率 償還の方法
総務管理事業債	千円 103,200	証書借入又は証券発行	% 10.0 以内	40年以内 (内据置25 年以内)の元 利均等又は元 金均等償還。	千円 103,200	補正前に同じ
社会福祉事業債	19,500	(借入先)	(ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	ただし、市財 政の都合によ り据置期間及 び償還期間を 短縮し、もし くは繰上償還 又は低利に借 換えることが できる。	19,500	
児童福祉事業債	132,500	財政融資資金			132,500	
環境衛生事業債	3,700	地方公共団体			3,700	
保健衛生事業債	174,100				174,100	
<b>農 業 債</b>	<b>80,600</b>	金融機構			<b>3,108,200</b>	
林 業 債	9,800	北海道			9,800	
<b>道路橋梁事業債</b>	<b>502,900</b>	都市職員 共済組合			<b>544,700</b>	
<b>港湾事業債</b>	<b>129,000</b>	地方職員 共済組合			<b>269,000</b>	
河川整備事業債	203,500	北海道市町村 振興協会			203,500	
公営住宅事業債	73,900	北海道市町村 備荒資金組合			73,900	
<b>公園整備事業債</b>	<b>25,700</b>				<b>103,700</b>	
<b>学校教育事業債</b>	<b>59,100</b>	その他 銀行等引受資金			<b>133,100</b>	
退職手当債	100,000				100,000	
借 換 債	100,000				100,000	
<b>減収補てん債</b>	<b>0</b>				<b>82,000</b>	
<b>計</b>	<b>2,203,500</b>				<b>5,624,449</b>	

※今回補正は太字で表示。

議案第 15 号

平成 31 年度網走市市有財産整備特別会計補正予算

平成 31 年度網走市の市有財産整備特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 70,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 211,100 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.財産収入		111,100	68,758	179,858
	1.財産売払収入	89,500	68,758	158,258
3.国庫支出金		0	1,242	1,242
	1.国庫補助金	0	1,242	1,242
歳入合計		141,100	70,000	211,100

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.財産管理費		141,100	70,000	211,100
	1.財産管理費	141,100	70,000	211,100
歳出合計		141,100	70,000	211,100

議案第 16 号

平成 31 年度網走市国民健康保険特別会計補正予算

平成 31 年度網走市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,566,563 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

- 第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 2 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.国民健康保険料		992,768	△6,855	985,913
	1.国民健康保険料	992,768	△6,855	985,913
2.道支出金		3,059,941	△700	3,059,241
	1.道補助金	3,059,941	△700	3,059,241
3.繰入金		424,093	8,355	432,448
	1.他会計繰入金	424,093	6,855	430,948
	2.基金繰入金	0	1,500	1,500
歳入合計		4,565,763	800	4,566,563

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7.諸支出金		2,100	800	2,900
	1.償還金及び還付加算金	2,100	800	2,900
歳出合計		4,565,763	800	4,566,563

## 第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額 (千円)
国保市町村事務処理標準システム保守委託契約	令和2年度	1,426
国保市町村事務処理標準システム連携保守委託契約	令和2年度	251



議案第 17 号

平成 31 年度網走市公共下水道特別会計補正予算

平成 31 年度網走市の公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 2 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

## 第 1 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額 (千円)
土地賃貸借契約 (平成 31 年度契約分)	令和 2 年度～ 令和 4 年度	30
下水道使用料徴収事務負担金	令和 2 年度	43,057
複写機リース契約	令和 2 年度	159
下水道賠償責任保険	令和 2 年度	158
卯原内幹線圧送管布設工事	令和 2 年度	90,000

議案第 18 号

平成 31 年度網走市網走港整備特別会計補正予算

平成 31 年度網走市の網走港整備特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 2 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

## 第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
上屋消防施設点検委託契約	令和 2 年度	150
港湾システム保守点検委託契約	令和 2 年度	221
船舶給水業務委託契約	令和 2 年度	102

議案第 19 号

平成 31 年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算

平成 31 年度網走市の能取漁港整備特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 2 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.能取漁港整備関係収入		247,535	△6,387	241,148
	1.財産売払収入	247,535	△6,387	241,148
3.繰入金		17,641	6,387	24,028
	1.他会計繰入金	17,641	6,387	24,028
歳入合計		278,039	0	278,039

議案第 20 号

平成 31 年度網走市簡易水道特別会計補正予算

平成 31 年度網走市の簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 2 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

## 第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額 (千円)
水道料金徴収事務負担金	令和 2 年度	1,018
技術的事項に関する業務負担金	令和 2 年度	5,280
保険加入契約	令和 2 年度	54
公用車購入契約	令和 2 年度	1,950

## 議案第 21 号

### 平成 31 年度網走市介護保険特別会計補正予算

平成 31 年度網走市の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 58,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,315,143 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

- 第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 2 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4.国庫支出金		764,380	△6,033	758,347
	1.国庫負担金	541,021	△9,100	531,921
	2.国庫補助金	223,359	3,067	226,426
5.道支出金		448,188	△6,766	441,422
	1.道負担金	415,314	△9,750	405,564
	2.道補助金	32,874	2,984	35,858
6.支払基金交付金		830,476	△9,217	821,259
	1.支払基金交付金	830,476	△9,217	821,259
8.繰入金		605,148	△35,984	569,164
	1.他会計繰入金	556,832	△28,133	528,699
	2.基金繰入金	48,316	△7,851	40,465
歳入合計		3,373,143	△58,000	3,315,143

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.保険給付費		2,945,907	△58,000	2,887,907
	1.介護サービス等諸費	2,793,395	△60,000	2,733,395
	2.高額介護サービス費	49,500	2,000	51,500
歳出合計		3,373,143	△58,000	3,315,143

## 第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額 (千円)
事務機器リース契約	令和 2 年度	370
要介護認定訪問調査委託契約	令和 2 年度	4,400



議案第 22 号

平成 31 年度網走市個別排水処理施設整備特別会計補正予算

平成 31 年度網走市の個別排水処理施設整備特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 2 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

## 第 1 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額 (千円)
個別排水処理施設使用料徴収事務負担金	令和 2 年度	262

議案第 23 号

平成 31 年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算

平成 31 年度網走市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,568 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 532,652 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.後期高齢者医療保険料		375,908	5,000	380,908
	1.後期高齢者医療保険料	375,908	5,000	380,908
2.繰入金		146,721	△2,432	144,289
	1.一般会計繰入金	146,721	△3,600	143,121
	2.基金繰入金	0	1,168	1,168
歳入合計		530,084	2,568	532,652

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.後期高齢者医療広域連合 納付金		504,706	2,568	507,274
	1.後期高齢者医療広域連合 納付金	504,706	2,568	507,274
歳出合計		530,084	2,568	532,652

議案第 24 号

平成 31 年度網走市水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 平成 31 年度網走市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金に係る収納業務等委託契約	令和 2 年度	49,928 千円
電算処理システム賃貸借・保守契約	令和 2 年度	982 千円
給水装置審査業務等委託契約	令和 2 年度	8,536 千円
保険加入契約	令和 2 年度	524 千円
メーターボックス購入契約	令和 2 年度	7,953 千円

令和 2 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一



## 議案第 25 号

### 網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 制定について

網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

#### 網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

網走市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 9 年条例第 13 条）の一部を次のように改める。

第 2 条第 2 項第 2 号中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（全号に掲げる者を除く。）」に改める。

第 10 条第 1 項第 5 号中「外国人住民」の次に「(法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 2 項中「前項」の次に「第 3 号及び」を加える。

第 11 条第 2 項中「(法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）」を削り、「記録されている」を「記載がされている」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第 26 号

### 網走市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

網走市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

#### 網走市営住宅条例の一部を改正する条例

網走市営住宅条例（平成 9 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 72 条」を「第 71 条」に改める。

第 5 条第 5 号中「土地区画整理事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

第 6 条第 1 項中「被災地等」を「被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号。以下「東日本復興特区法」という。）第 19 条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 27 条に規定する特定帰還者及び第 39 条に規定する居住制限者（以下「被災者等」という。）」に改め、「第 3 号及び第 5 号」の次に「（ただし、東日本復興特区法第 19 条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第 2 項の期間が満了する日（その日が令和 3 年 3 月 12 日以後の日であるときは、同月 11 日）までの日に限る。）」を加え、同項第 4 号に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別に認める場合は、この限りでない。

第 6 条第 2 項第 5 号中「及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同項第 8 号中「保護」を「保護等」に改める。

第 9 条第 5 項中「心身障がい者」の次に「、20 歳未満の子を扶養している寡婦（寡夫）」を加える。

第 11 条第 1 項第 1 号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、」を削り、「保証人」を「緊急連絡人」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「第 3 項」を「前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を同条第 5 項とする。

第 12 条第 2 項第 4 号に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別に認める場合は、この限りでない。

第 13 条第 2 項中「法施行規則第 11 条」を「法施行規則第 12 条」に改め、同項第 2 号中「前各号」を「前号」に改める。

第14条第4項中「事業主体」を「市長」に改める。

第15条第2項中「法施行規則第8条」を「法施行規則第7条」に改め、同条第3項中「収入の申告」の次に「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加える。

第17条第1項中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改め、同条第2項中「毎月末( )」の次に「12月においては25日とし、かつ、」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の期日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する日に該当するときは、同項の規定にかかわらず、この日の翌日をもってその期日とみなす。

第18条の見出し中「・延滞金の徴収」を削り、同条第1項中「第2項」の次に「及び第3項」を加え、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第2項」の次に「及び第3項」を加え、「とともに、第11条第1項第1号の連帯保証人へ通知する」を削り、同項を同条第2項とする。

第19条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の住宅使用料又は損害賠償金」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は賠償金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。

第21条第1項中「(破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他の附帯施設の構造上重要でない部分の修繕を除く。)」を削り、「費用は」の次に「、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」を加え、同条第2項中「事由によって」の次に「市公営住宅等の」を、「生じたときは、」の次に「前項の規定に関わらず」を加える。

第22条第4号中「規定する」を「において市が負担することとされている」に改める。

第27条第1項中「第14条第1項」の次に「及び第4項」を加え、同条第2項中「令第8条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第29条第1項中「第14条第1項及び」の次に「第4項並びに」を加える。

第32条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第35条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「令第11条」を「令第12条」に改める。

第36条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「令第11条」を「令第12条」に改める。

第38条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

第42条中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第49条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第50条中「第72条」を「第67条」に改め、「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第52条第2項第4号に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別に認める場合は、この限りでない。

第53条第2項ただし書中「令第8条第2項」を「同条第2項又は第3項」に改める。

第57条前段中「、第16条」を削り、「第53条第1項」を「第52条第1項」に改め、同条後段中「第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第60条第5号に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別に認める場合は、この限りでない。

第64条第2項中「第66条第1項」を「第64条第1項」に改める。

第65条に後段として次のように加える。

また、第24条第2項中の「住宅以外」とあるのは「駐車場以外」と読み替えるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項第4号のただし書を加える改正規定、第9条第5項の改正規定、第11条各項の改正規定、第12条第2項第4号のただし書を加える改正規定、第17条第1項の改正規定、この条例による改正後の網走市営住宅条例第18条第2項の改正規定、この条例による改正後の網走市営住宅条例第19条第3項から第5項の改正規定、第21条各項の改正規定、第22条第4号の改正規定、第38条第3項の改正規定、第42条の改正規定、第52条第2項第4号のただし書を加える改正規定及び第60条第5号のただし書を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前に入居決定者より提出のあった第11条第1項第1号の規定による請書に係る規定は、なお従前の例による。



議案第 27 号

財産の処分について

次のとおり土地を売却する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

1 土地の表示

所在及び地積

網走市能取港町 4 丁目 1 番 4 ほか 3 筆 10,865 m<sup>2</sup>

地 目 雑種地

2 売却の予定価格 29,281,175 円

3 売却の相手方

住 所 網走市能取港町 3 丁目 3 番 2

社 名 合同会社網走バイオマス第 3 発電所

代表社員 一般社団法人網走バイオマス第 2 発電所

職務執行者 太 田 隆 介